



「向日葵・与謝野町」

いつまでも安心して住み続けられる地域を

- ・沖縄県「慰霊の日」と辺野古米軍新基地建設
阻止の闘い 大田直史 2
- ・市民参加でつくりあげた岐阜市総合交通政策
の視察報告 山本陽子 4
- ・京丹後市 米軍Xバンドレーダー基地で
何が起きているのか 西山英利 6
- ・交流の広場 8
- ・ふるさと再生 岩田君子 9
「木津川市城山台住民訴訟について」
- ・私の本棚 品田 茂 10
- ・続カメラ探訪 7 内 野 憲 11
- ・事務局通信 12



(社)京都自治体問題研究所

TEL: 075-241-0781

FAX: 075-708-7042

Email: kyoto@kyoto-jichiken.jp

HP: <http://www.kyoto-jichiken.jp/>

発行人 大田直史

(「住民と自治」 8月号付録)

沖縄県「慰霊の日」と辺野古米軍新基地建設阻止の闘い

大田直史(龍谷大学教授・京都自治体問題研究所理事長)

「沖縄県慰霊の日を定める条例」は、1945年の6月23日を、日本軍の組織的作戦行動終了の日とみなし、この日を「人類普遍の願いである恒久の平和を希求するとともに戦没者の霊を慰める」日と定め、県の休日とされている（「沖縄県の休日を定める条例」）。今年も、同日、沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園で、「慰霊の日」の追悼式が開かれた。翁長雄志知事は「平和宣言」で辺野古新基地建設阻止の決意を次のように述べた。

＜戦後実に73年を経た現在においても、日本の国土面積の約0.6%にすぎないこの沖縄に、米軍専用施設面積の約70.3%が存在し続けており、県民は、広大な米軍基地から派生する事件・事故、騒音をはじめとする環境問題等に苦しみ、悩まされ続けています。

昨今、東アジアをめぐる安全保障環境は、大きく変化しており、先日の、米朝首脳会談においても、朝鮮半島の非核化への取り組みや平和体制の構築について共同声明が発表されるなど緊張緩和に向けた動きがはじまっています。

平和を求める大きな流れの中にあっても、20年以上も前に合意した辺野古への移設が普天間飛行場問題の唯一の解決策と言えるのでしょうか。日米両政府は現行計画を見直すべきではないでしょうか。民意を顧みず工事が進められている辺野古新基地建設については、沖縄の基地負担軽減に逆行しているばかりではな

く、アジアの緊張緩和の流れにも逆行していると言わざるを得ず、全く容認できるものではありません。「辺野古に新基地を造らせない」という私の決意は県民とともにあり、これからもみじんも揺らぐことはありません。＞

翁長知事は、仲井眞弘多・前知事による公有水面埋立承認を取り消した。翁長知事に対してこの取消の取り消しを求める国交大臣による是正の要求、指示をめぐり県と国双方が争訟で争った。この一連の争訟は、2016年12月、知事が大臣の指示に従わないこと（不作為）を違法とする最高裁判決をもって一旦終結した。この最高裁が、法治主義および地方自治の法原則を無視した政府による基地建設強行を、まともに審理せずに追認してしまった点を多くの行政法研究者が批判してきたところであった。

この最高裁判決に従って、翁長知事による承認取消を取消し、2017年4月から基地建設工事が再開されている。しかし、水産資源保護法に基づく県の漁業調整規則により「漁業権の設定されている漁場内」での岩礁破碎については知事の許可が必要とされ、辺野古の工事水域でもこの許可が必要とされるが、一旦与えられていた許可は2017年3月末日をもって期限切れとなった。それにもかかわらず、沖縄防衛局は、水産庁長官による漁業法解釈の変更を根拠に、一部の漁業権

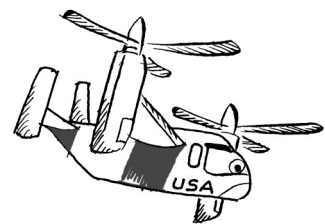
が放棄されていれば「漁業権の設定されている漁場内」にあらず、許可は不要として工事を続行している。これに対して、県は、沖縄防衛局に許可申請を求め、工事の中止を求めてきたが、これに従わないため、2017年7月、県は、無許可の工事の差止めを求める裁判を那覇地方裁判所に提起した。2018年3月那覇地裁は、県の訴えは、「一般公益の保護を目的とした訴訟であるというべきであるから、法律上の争訟にあたらない」として却下した。県は、福岡高裁に控訴するとともに、さらに継続的に許可申請と工事中止を沖縄防衛局に対して命令しているが、工事停止には至っていない。

これまでの工事によって護岸工事が完了しつつあり、沖縄防衛局は8月中旬からいよいよ土砂を投入して埋立を開始する予定としている。土砂投入が行われると原状に回復するとは極めて困難となるため、基地建設の阻止にはそれまでに県が工事を停止させる措置を講ずることが重要である。そのような措置として埋立承認を撤回するという方法が考えられ、翁長知事もこれを行うことを明言してきた。承認処分の撤回は、取消とは異なり、処分成立当初の瑕疵（＝違法・不当）を理由とするのではなく、処分後に公水法の要件を満たさなくなったなど、処分後に生じた事情を理由として処分の効力を失わせる行為である。翁長知事も言及した米朝首脳会談により「北朝鮮が保有する弾道ミサイルのうちノドンの射程外となるのは我が国では沖縄などごく一部である」など不作為の違法確認訴訟

の高裁判決が埋立の必要性の根拠としていた北朝鮮の脅威は消滅した。また、数年前の沖縄防衛局自身の調査で埋立予定地の地盤が極めて軟弱であることが判明していたことが明らかになっており、埋立承認時の工事計画のままでは工事を続行できないことがわかっている。工事計画の大幅な変更は、改めて環境への影響についても審査を必要とし、環境保全や災害防止につき十分配慮しないものとなる可能性もあると思われる。これらの事情は撤回の根拠となしうるようと思われる（ただし、承認撤回を行っても国は行政上の不服申立または訴訟を提起して、執行停止を得て工事を再開することも予想される）。

辺野古移設工事に伴う埋め立てについて賛否を問う県民投票実施を求める直接請求の署名活動も5月下旬から始まり、7月23日までに50分の1の県の有権者（約2万4千人）の署名を集める運動が行われている。県民投票の結果、反対の県民意思が表明されたとしても法的拘束力はないが、政治的には翁長知事の辺野古基地建設阻止の措置を支援する意味は大きいと考えられる。

沖縄県民の意思に基づく翁長知事と県による手段を尽くした基地建設阻止の闘いは日本の地方自治を守る最前線である。



市民参加でつくりあげた岐阜市総合交通政策の視察報告

日本共産党京都市議会議員 山本陽子

この間、私は『敬老乗車証を守ろう連絡会』の会議にも参加させていただく中で、各地域から公共交通の課題が出され、「結局のところ市全体の公共交通政策が京都市にはあるのか」、「四条通りの歩道の拡幅のように一点豪華主義の政策ではないか」「交通不便地域の対策は遅々として進まない」という厳しいご指摘を聞いてきた。そこで、公共交通政策はどうあるべきか、研究が必要であると痛感していたところ、自治体研究社から発行されている『地域交通政策づくり入門』を読ませていただき、取り上げられていた岐阜市の総合交通政策について関心をもった。早速、市議会議員団の他都市調査に提案したところ、採用され、先日、7月4日に調査に赴くこととなった。

岐阜市の現在の公共交通は、民間バスによって成り立っている。まちの中心である岐阜駅を起点として、幹線バスの起終点となるトランジットセンターを位置付け、支線バス、コミュニティバスとのネットワーク化を図っている。支線バスとなるコミュニティバスは、全域22地区の計画19地区で運行が実現されている。市内全域にわたる公共交通網の形成がここまで実現できたのはなぜかということが、一番気になる場所であると思う。

そもそも、現在の民間バスによる公共交通が実現する前は、40万都市の中核市

である岐阜市には路面電車が走り、市営バスが運行されていた。しかし、年間25億円もの赤字が続き、大きな負担となっていたことから、路面電車は廃止(2005年)、市営バスも民間譲渡され(2002年～)、その結果、今では市の財政負担は当時の8分の1になったという。

もともと、岐阜市は赤字の公共交通をリストラして終わりではなかった。公共交通の大転換の決断と同時進行で行われたのが、市民交通会議である。これからの岐阜市の公共交通政策はどうあるべきか、市民的な議論が17回にもわたって繰り返された。その中で醍醐のコミュニティバス、武蔵野市のムーバスなどが好適事例として話題になり岐阜市の公共交通政策にコミュニティバスの運行が取り入れられることとなった。

岐阜市のコミュニティバスは、2～3小学校区の自治連合会が集まって運営協議会が結成され、その地域ごとに運行経路やバス停の場所、運賃まで話し合いで決めている。(コミュニティバスの運賃は地域によって異なるが、70歳以上の高齢者に対して運賃2割引きの「おでかけバスカード」の制度がある)

1地区あたり、バス1台の運行。便数の多い地域で1日15便。平均的には1日8便。利用客は1番多い地域で1日200人～250人。少ない地域では1日15人という地域もあるという。人口密度や利用環境に

よって異なっている。どうして、そのような違いがあるのかと言え、市による補助制度が地区のコミュニティバスの利用が多い高齢者の人口密度に応じた内容になっていることが大きな理由だ。具体的には1㎢あたり高齢者が1500人以上の地域は年間補助金が一番少なく上限額が800万円、1㎢あたり高齢者が500人未満の地域は年間補助金が一番多く上限額1500万円などと6段階にわかれている。年間経費の総額が1地域あたり1500万円ということだから、半分以上は補助をしているということだ。それでも、不足額が運賃で賄えないような場合は、運営協議会が広告収入を得て運営をしているという。運営主体が地域の住民による運営協議会ということなので、バス停の標識も手作りしているということだった。地域の公共交通を実現させるために、かなりの努力をしている。

なぜ、このような仕組みがうまくいくのかと言え、地域ごとに事業者を公募しているものの19地区すべてが同一の事業者であるということで、市と事業者と市民による協議がしっかりできるという。近年、運転手の人材不足や燃料の高騰で運行単価が上昇しているが、市は協議により補助額を改定するという努力もされている。

だとしても、民間事業者に丸投げにはならず、公共交通政策を前進させる市の責任が果たされる担保はどこにあるのかと質問したところ、新たな法改正にもと

づく枠組み作りがなされているからだという。2014年に『地域公共交通の活性化及び再生に関する法律』の一部改正が行われ、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図る地域公共交通網形成計画・再編実施計画の策定が国から自治体に対して求められている。そして、再編実施計画をさだめた自治体には実施が進まない場合、国から勧告うけるという強制力もあるということであった。国土交通省のホームページによれば、2014年以降422自治体において地域公共交通網形成計画が策定され、23自治体において地域公共交通再編実施計画が認定されている。その中にいずれも岐阜市は含まれているが、京都市はいずれも策定していない。一覧をみると、政令市が策定した例はほとんどないが、神戸市など策定意向を示している状況も記載されているので、京都市の意向について今後確認していきたい。

今回、岐阜市の総合交通政策を学ばせていただいて、民間バス事業者や市民の力に頼る内容になってはいるものの、市内全域の公共交通網を充実する方向で市の責任が果たされていると感じた。市民参加で京都市の交通政策を考え、日常生活で交通手段が確保されるまちづくりを京都市でも目指したい。



京丹後市 米軍Xバンドレーダー基地で何が起こっているのか —ドクターヘリ運航停波拒否問題と米軍基地の危険性—

京都自治労連 西山英利

京丹後市経ヶ岬の米軍Xバンドレーダー基地が、本格的に運用を開始して3年半が経過しました。この問題で京都自治労連は、Xバンドレーダー基地の建設を経ヶ岬にすることで日米合意が発表されて以降、住民説明会への参加や、建設予定地の当該単組である京丹後市職労や伊根町職、宮津市職、与謝野町職、舞鶴市職労、府職労連と協議を行い、いち早く同レーダー基地の危険性を住民のみなさんに知らせるチラシを6万5千枚作成（2013年4月）し、京都北部地域の住民に新聞折り込みで知らせるなどの取り組みをしてきました。

私たちはこのチラシで、①米兵による被害が発生する危険性、②丹後地域が攻撃目標になる可能性、③健康や暮らしへの影響、④目的は米国本土防衛であり、住民の安全は2の次3の次になること、⑤米軍基地は地域の発展に逆行するなどの問題点を指摘しました。

3年半が経過し、交通事故問題や騒音問題、米ミサイル防衛システムの強化等、当初から私たちが指摘をしていた危険性が残念ながら明らかになっているといえます。

とりわけ、5月に起こったドクターヘリ停波拒否問題は、住民の命や安全・安心よりも米軍優先を示したものであり、決して曖昧な決着が許される問題ではありません。

5月15日の午前8時台に伊根町で交通事

故が発生、患者さん搬送のため、宮津与謝消防組合が米軍基地にレーダーの停波を要請したところ米軍がこれに応じず、当初予定されていた経ヶ岬駐車場を使用することができず、経ヶ岬分屯基地ヘリポートに変更せざるを得ず、患者搬送が17分間も遅れる事態が発生しました。さらに、レーダーが照射されている飛行禁止区域にヘリが侵入したという事態も明らかとなりました。

米軍がドクターヘリ出動のためにレーダーを停波することは、京都府はじめ、基地周辺自治体との間で確認された厳正な約束です。私も参加したレーダー基地建設問題での住民説明会で防衛省は、ドクターヘリと停波の質問に答えて、「停波しますので心配ありません」とはつきり約束しました。要請に応じて停波を行うことを前提に、Xバンドレーダー基地の建設が行われたのであり、約束が守れないのであれば、防衛省や府知事は直ちにレーダー基地の撤去を米軍に求めるべきです。

ところが、肝心の西脇知事や京都府の動きは遅く、誠意を感じることはできません。今回の件で近畿中部防衛局から京都府に報告があったのが5月25日、同防衛局が公表したのが6月1日、同日、西脇知事が小野寺防衛大臣に申し入れを行っています。

7月2日（月）第一回「経ヶ岬飛行制限区域への入域調整にかかる会議」を近畿

防衛局が招集し、米軍経ヶ岬通信所、関係する消防本部、京都府、海上保安庁、関西広域連合、豊岡病院などが参加し行われました。しかし、会議は非公開で何が話し合われたのか新聞報道での範囲しかわかりません。

府議会での府の説明は、「原因は、消防本部と米軍のとの間の意思疎通が円滑に行われなかったため」との説明に終始。しかし新聞報道によると、宮津与謝消防本部の話では、米軍は当初「イエス」と返事を行い、その後「停波できない」と言ってきたのであって、府の説明には到底納得できません。原因究明のためには、消防本部と米軍のやり取りの録音公開や、対応マニュアルの公開を行うなど、防衛省や府は、あらゆる手立てを尽くすべきです。

もう一つ、米軍レーダー基地にかかわる問題で、看過できない問題が発生しています。同基地では4月から二期工事が行われていますが、米軍は「原則として平日以外の工事は行わない」と京丹後市や地域住民と約束していましたが、この約束を破り、平日以外でも工事を強行しました。

あまりの傍若無人なる振る舞いに、三崎京丹後市長が防衛省に抗議を行いました。ところが米軍は、市長の抗議を無視して工事を強行する暴挙に出ました。これに対して、京丹後市職員が直接レーダー基地へ出かけ直接抗議を行いました。それでも米軍は工事を続けたと新聞で報道されています。

これらのことが、大きな問題となる中

で米軍は、地域住民との協議の場である「安全・安心対策連絡会」において、謝罪と再発防止の約束を行いましたが、それで済む問題ではありません。西脇知事は、この件でも防衛省と米軍に厳しく抗議し、基地の撤去を求めるべきです。

京都自治労連は、自治労連が例年行っている省庁交渉の外務省と防衛省との交渉（6月7日）において、今回のドクターヘリ停波拒否問題などについて厳しく抗議し、問題の徹底究明と二度とこのようなことが起こらない責任ある対応を求めるとともに、問題の根本に、日米安保条約と世界に例がない不平等な日米地位協定があることを指摘し、日米地位協定の見直しを強く求めました。

米軍レーダー基地問題は、関係する地域の問題ではなく、京都全体、国民全体の問題です。無関心で済まされる問題ではありません。米朝首脳会談の開催など、同基地の存在意義自体が問われる情勢の進展があります。しかし、同基地では、新たに監視塔の建設や防御壁を設置する問題も起きています。基地の機能が強化され、危険性がさらに増していることの現れです。

米軍レーダー基地が設置されている地域の「宇川を憂う会」のみなさんの粘り強い連日の取り組みや、「米軍基地を許さない丹後連絡会」のみなさんと連帯し、京都から、日本から米軍基地をなくす運動をさらに広げましょう。

FAX 075-708-7042

木津川市城山台住民訴訟について

木津川市は2016年12月26日、城山台9丁目1の土地4万5,970㎡をUR都市機構から93,458,000円で購入しました。城山台は「けいはんな学研都市」の中央地区になり、購入した土地は、開発当初から第1種住宅（計画住宅街区）でした。

（現状は山林です）URは平成30年の撤退が迫り急遽販売を発表、同時に木津川市に打診、市は交渉らしい交渉もなく、市が行った土地鑑定評価より約5千万円も安く購入したと自画自賛しました。

議会では「有効利活用の時期は現時点ではっきり何年先とはまだいえない。これから行政目的をしっかりと時間をかけて確定していく」と答弁し、さらにこの土地を民間に売却されると下流域の小川水系に水があふれ、旧木津町が浸水するのを防ぐ防災・減災のためと説明しました。URが所有していた時にも台風や大雨でたびたび旧木津町は被害にあっています。

そもそも中央地区開発時からこの土地はURが開発する地域となっています。当然治水対策はURが責任をもって施工しておく必要があります。今さらそれを理由に市が購入する理由がありません。情報公開で文書の開示を求めましたが、わずかしか提出されませんでした。

住民18人で、「目的が明らかでない土地の購入をしたのは地方自治法・地方財政法に違反をしている。さらに価格やURの言いなりの購入は不当」と住民監査請求を行いました。監査請求は棄却されました。その意見陳述で、市は「文書がな

いのは、URとはほとんどが電話で、長い付き合いなので阿吽の呼吸で仕事をしている」など驚くべき発言がありました。

URとは3回しか交渉していません。庁内では検討されたようですが、交渉した経緯が出てきません。その中で、URは「この事業は整備敷地外の開発であり、URが売却するだけの事業である。遅らせる理由もなく市との事前協議も不要と考えている。この土地は開発困難地で、大手はエントリーしない。優先協議者との契約締結に至らなかった場合は投げ売りになってしまう。その場合。事業者の規模・レベルなど保証できない」と脅すように市に購入を迫っています。

2017年6月9日に、利用価値のない土地を高値で購入したのは違法として、公金支出の返還を求める訴えを住民11人で京都地裁に起こしました。

京都第一法律事務所をはじめ市民ウオッチャー・京都の弁護士6人で、弁護団を結成していただき力強く思っています。訴訟の争点は①本件土地購入の必要性が認められるか、②購入価格が適正であったのか、③購入経過に問題がなかったのか、です。

この間、「城山台住民訴訟支援の会」が作られ一緒に裁判に取り組んでいます。現地調査をはじめ住民集会を3回、公判の傍聴呼びかけなど、広く市民に呼びかけ、市の税金の使い方や市政の在り方を考えています。

この裁判はぜひ勝利したいと思います。みなさんの応援をお願いします。

『面従腹背』

（毎日新聞出版 前川喜平著 2018年 1,300円＋税）

■京都駅の売店で

2017年5月、文科省の前川喜平・前事務次官は、加計文書についての記者会見を開き、「あったことを、なかったことにすることはできない」と語りました。

本書『面従腹背』は、前川氏のはじめでの単著です。

私も50歳までは舞鶴市役所の職員だったので、この記者会見を見てから「前川さんは、どんな公務員だったんだろう？」と興味をもっていました。舞鶴行きの列車を待っているときに売店で購入し、西舞鶴駅に到着するころには読了。とても読みやすい本でした。

■38年間の公務員生活をふりかえる

「本書は、私の38年間に及ぶ文部省・文部科学省における公務員生活を振り返り、自分の理想と組織の現実との矛盾や相克の経験、すなわち面従腹背の日々を思い出すままに書き連ねたものである」と、前川氏は執筆への思いを述べています。

本書の内容は、次のとおりです。

はじめに ～個人の尊厳、国民主権～

第1章 文部官僚としての葛藤

第2章 面従腹背の教育行政

第3章 教育は誰のものか

第4章 特別座談会 加計学園問題の全貌を激白

おわりに ～面従腹背から眼横鼻直へ～

（付録）面従は一切なし ほぼ独り言の「腹背発言集」

■「現役の公務員に伝えたいことは」

本書には、教育行政の激動が、ひとりの文部官僚の視点から語られています。

職務命令で「建国記念の日」式典に潜入したエピソード、教員免許更新制の落とし穴、八重山教科書問題、教育行政に対する政治家の恫喝、安倍内閣が教育勅語の復権を閣議決定したことなどが、生々しく紹介されています。

特に「私が文部官僚としてやりたくなかった仕事の最大のものは、2006年の教育基本法改正である」と前川氏は述べ、1980年代の中曽根内閣のときに始まった改定の動きを憤りをもって紹介しています。「個人を国家の上に置く思想」と「国家を個人の上に置く思想」が、改定をめぐるせめぎ合う記述は圧巻です。

前川氏は、「私が現役公務員に伝えたいのは、（略）組織人として行っている職務が、人間として正しい行動だと言えるかどうか、個人である自分が常に組織人である自分の姿を見つめている」とメッセージを送ります。

公務労働者の様々なあり方を考えさせてくれる一冊でした。



「教会を訪ねて」

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の12構成資産が2018年7月4日に世界文化遺産に登録されました。登録された遺産は長崎市の大浦天主堂を除けば、教会そのものではなく、1614年江戸幕府がキリスト教を禁教にして以後、1873年の禁教高札撤廃までの約250年、ひそかな祈りを守り続けた集落や集落跡です。6月下旬、五島列島を訪ね、いくつかの教会を見学しました。いずれも、1873年の禁教高札撤廃後に建設されたものですが、設置場所、建物とも集落の歴史を反映した、簡素でありながらそれぞれ独自の雰囲気を持っていました。そのうちの、「12構成資産」の一つ「頭ヶ島（かしらがしま）集落」（新上五島町）にある教会、**頭ヶ島天主堂**（写真1）を紹介します。



写真1

頭ヶ島集落は、病人の療養地として使われていた小さな島（現在は橋で他の島とつながっている）の海辺にある小さな集落（現在の人口は15人）です。不思議なことに仏教徒の開拓指導者のもとで移住して信仰を続けた集落とのこと。教会は集落の一番奥の高台にあり、信者たちが1910年から10年の歳月をかけて近隣の砂岩を切り出して作った全国的にも珍しい石造りで、歴史を感じさせる雰囲気を醸しだしていました。内部はパステル調の色合いで花の装飾が多くあしらわれており、別名「花の御堂」と呼ばれています。

帰京後、何気なく見ていた街中の教会それぞれがどんな歴史を持っているのかを知りたくなり、いくつかの教会を訪ねました。



写真2

京都地方裁判所南にある**ハリストス正教会大聖堂**（写真2）は正式名称は生神女福音聖堂です。建物は木造平屋建てのロシア・ビザンチン様式の教会堂で聖堂成聖式は1903年です。この聖堂は日本ハリストス正教会の聖堂の中で本格的なものとしては現存最古のものだそうです。装飾が少なく簡素な印象ですが、白色の外壁、薄黄緑の屋根と相まって美しく均整のとれた外観です。

カトリック河原町教会（写真3）は、フランシスコ・ザビエル大聖堂とも呼ばれ、河原町通り御池南にあります。日本古来の神社様式の曲線をもった屋屋が特徴的です。小聖堂の祭壇奥のエッチングガラスには26人の殉教者の輝きを示す26の星と海を越えて福音がもたらされたことを象徴した波が描かれています。26人の殉教者とは、1596年に豊臣秀吉によるキリシタン弾圧の一環として、京都一条の辻での耳切の刑を受けたのち長崎に送られて磔の刑に処された宣教師6人・日本人20人計26名のキリシタン宣教師・信者で、1863年にローマ教皇により聖人の位に列せられました。吉村昭が彼らの物語を歴史小説「磔」というタイトルで書いています。

京都でも、1873年の禁令の高札撤去後に各宗派の教会が次々と建設されました。歴史ある教会が多数あります。神社、仏閣に加え、教会も、探訪したいリストに加わりました。

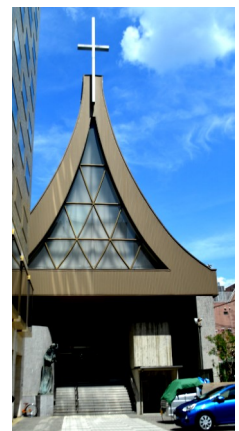


写真3

事務局通信

「災害大国」に見合った政治の役割

北陸から九州南部を襲った記録的豪雨は、数十年に一度の異常な大雨となり、各地で土砂崩れや河川の増水・氾濫が相次ぎ、多数の死者、安否不明者をはじめ甚大な被害をもたらしました。

豪雨災害にあわれたみなさまに心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々に心から哀悼の意を表します。

京都府内では、土砂崩れなどにより、綾部市では、住宅2棟が倒壊し、男女3人が亡くなりました。また、犀川が氾濫し、床上、床下浸水があわせて約50棟被害に遭いました。

京丹波町では、上乙見川が濁流となってあふれ、床上浸水などの被害が出ました。

最大震度6弱を記録した大阪北部地震に続く記録的豪雨と連日の猛暑など、自然災害が続く日本列島で、各地の自治体職員や消防、救急、警察なども、住民のいのちを守るために、必死で活動しています。

健康を脅かす過酷な避難生活から一刻も早く避難者を解放し、安心・安全の暮らしを保証することが「災害大国」に見合った政治の役割です。

お知らせ

●第2回理事会を開催します

開催日時 7月31日(火)午後7時～

場 所 京都自治体問題研究所

理事の皆様へ

理事会の成立は、実参加者が過半数必要となりますので、お忙しいこととは思いますが、ご出席のほどよろしくお願いします。

●会費及び「住民と自治」購読料納入のお願い

よろしくお願いします。

65th ツキイチ土曜サロン

- ・開催日 8月18日(土)
- ・時刻 14:00～
- ・場所 京都自治体問題研究所
- ・報告 杉浦喜代一さん

<今月の本>

「不死身の特攻兵 軍神はなぜ上官に反抗したか」講談社現代新書

(鴻上 尚史、17. 11、880円＋税)

太平洋戦争の末期に実施された”特別攻撃隊”。戦死を前提とする攻撃によって、若者たちが命を落としていった。だが、陸軍第一次の特攻から計9回の出撃をし、9回生還した特攻兵がいた。その特攻兵、佐々木友次氏は、戦後の日本を生き抜き2016年2月に亡くなった。

鴻上尚史氏が生前の佐々木氏本人へインタビュー。飛行機がただ好きだった男が、なぜ、軍では絶対である上官の命令に背き、命の尊厳を守りぬけたのか。我々も同じ状況になったとき、佐々木氏と同じことができるだろうか。戦後72年、実は本質的には日本社会は変わっていないのではないのか。本当に特攻は志願だったのか、そして、なぜあんなにも賛美されたのか。命を消費する日本型組織から、一人の人間として抜け出す強さの源に迫る(講談社)。

お気軽にご参加下さい

土曜サロンは、参加自由、事前申込不要。終了後、参加者による気軽なワンコイン懇親会を行っています。

不死身の特攻兵

軍神はなぜ上官に反抗したか
鴻上尚史

「死ななくてもいいと思います。
死ぬまで何でも行って、
爆弾を命中させます」

1944年11月の第一回の特攻作戦から、9回の出撃。
陸軍参謀に「必ず死んでこい」と言われたながら、
命令に背き、生涯を果した特攻兵がいた。

僕はどうしても、
この人の生涯を本にしたかった
—— 鴻上尚史

講談社現代新書